消防予第３７３号
平成１８年８月３１日

各都道府県消防防災主管部長　　殿
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁予防課長

平成１８年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

平成１８年秋季全国火災予防運動については、平成１８年８月３１日付け消防予第３７２号により各都道府県知事等あて消防庁長官から通知したところです。

本運動を展開するに当たっては、「平成１８年秋季全国火災予防運動実施要綱」に定める重点目標、推進項目及び住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火　いのちを守る　７つのポイント」、並びに別添「平成１８年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて」に十分配慮され、地域の実情に応じた効果的な運動を展開されるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部にこの旨周知頂くようお願いします。

別添

平成１８年秋季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

１　住宅防火対策の推進

（１）住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進

昨今の住宅火災による死者数の急増等を踏まえ、改正消防法が６月１日に施行されたことから、新築住宅については住宅用火災警報器の設置が進んでいるところである。

しかし、住宅火災による死者の低減という本来の目的を踏まえ、既存の住宅についても市町村条例で定める日を待つことなく、住宅用火災警報器の早期設置を促進するものとする。

（２）住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

「住宅用火災警報器の悪質訪問販売に係る被害防止について」（平成１７年８月９日付け消防安第１７７号）により住宅用火災警報器の不適正販売に係る被害防止について、普及・啓発の推進を図るとともに速やかに情報提供するよう周知しているところである。しかし、改正消防法の施行に便乗する形で、現在も多数の事例が報告されており、不適正販売の横行は住宅用火災警報器の普及促進を妨げることが強く懸念されることから、あらゆる機会を捉え住宅用火災警報器の不適正販売について広く周知を図るとともに、具体的な予防策についても積極的に広報活動を行うものとする。

不適正販売に関する情報は総務省消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html）に掲載されている住宅用火災警報器に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るものとする。

（３）住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、住宅用火災警報器のみならず、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及を積極的に推進するものとする。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、住宅防火対策推進協議会のホームページ（http://www.jubo.go.jp/index2.html）に掲載されている住宅用防災機器等の取り扱い店リストや住宅防火診断用パソコンソフトの積極的な活用を図るものとする。

（４）防炎品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン等の防炎物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進するものとする。

また、これらの防炎品の普及に当たっては、住宅防火推進協議会のホームページに

掲載されている防炎品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るものとする。

（5）暖房器具の安全使用のための事前点検及び安全な灯油用容器の使用の啓発について

冬季を迎えるに当たり、暖房器具に起因する火災の増加が懸念されることから、収納していた暖房器具の使用を開始する際は、取扱説明書等を参照し適切な点検を実施すること、また、暖房器具を使用中の給油による火災等の未然防止について積極的に広報・啓発活動を行うものとする。

また、灯油の保管に適さないポリエチレン容器を使用して灯油を保管した場合、落下等により容器が破損する恐れがあることから、購入する際は、容器に貼付されている「推奨」・「認定」マークを参考とするよう広報・啓発活動に取り組むものとする。

（6）消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人防火クラブ等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むものとする。

（7）地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施するものとする。

また、広報内容については、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット、広報用の素材集及び当庁が作成した住宅用火災警報器のＣＭ等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報を工夫して提供するものとする。

（8）高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で身体病弱又は要介護状態等にあるため緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むものとする。

具体的には、要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけるものとする。

また、独居世帯、高齢者や障害者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施するものとし、その際、住宅用火災警報器の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うものとする。

2　放火火災・連続放火火災防止対策の推進

（1）「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要である。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」（平成１６年１２月）を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安全安心な環境が確保されるような取り組みを継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものとする。

その際、関係行政機関・団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うものとする。

なお、「放火火災防止対策戦略プラン」については、当庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neutertopics/filedList4_6.html）にも掲載されているので活用を図るものとする。

（2）物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード、階段等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導するものとする。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導するものとする。

（3）放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進するものとする。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導するものとする。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防炎製品について情報提供を行い使用を促進するものとする。

3　特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

（1）防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難の訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行うとともに、検証の徹底を図るものとする。

特に、高齢者、身体不自由者等に対する火災情報の伝達に配意した避難誘導体制の確立についての指導を行うとともに、旅館、ホテル等における防火安全対策の徹底を図るものとする。

また、自力避難困難者が入所している施設においては、近隣住民やボランティア組織との応援・協力体制の確立等を推進するとともに、小規模防火対象物においても、その実態に応じ、消火、通報及び避難訓練の実施について指導の推進を図るものとする。

（2）避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進するものとする。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図るものとする。

（3）防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の推進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防炎物品の使用の徹底を図るとともに、寝具類等の防炎製品の普及を推進するものとする。

（4）防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、実施率が着実に向上しているところであるが、未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図るものとする。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率・効果的な違反是正の推進に努めるものとする。

なお、本制度の経過措置である「暫定適マーク制度」の暫定期間が、本年９月３０日に終了することについても、関係者に周知徹底を図るものとする。

（5）違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進

歌舞伎町ビル火災を契機として様々な対策を講じた結果、平成１３年１０月末には約９２％であった違反率は、その後の法令改正に伴う事項を除くと平成１７年１２月

末現在で約２８％と大きく低減している。一方、防火対象物定期点検報告制度の施行及び自動火災報知設備の設置基準拡大などの法令改正に伴う新たな違反要因を含めた違反率は、減少傾向にはあるが未だ高いことから、引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是正を推進するものとする。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰り返し違反が行われる場合など悪質性の強いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令を発動するなど必要な措置を講じるものとする。

なお、違反是正にあたっては、関係行政機関との防火安全対策等の連携を図ることが効果的であるため、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」（平成１７年６月犯罪対策閣僚会議決定）をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」（平成１８年１月１０日付け消防予第８号）、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」（平成１８年３月２８日付け消防予第１２２号）等に基づき、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等との連携強化に努めるものとする。

（６）認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する防火対象物においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなど、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの防火対象物においては「認知症高齢グループホーム等における防火安全対策検討会報告書の送付について」（平成１８年３月３１日付け消防予第１３５号）により送付した報告書の内容等を踏まえ、消火、通報及び避難の重要性等について啓発するとともに、必要となる消防用設備等の設置及び維持管理、避難経路等の適正な管理、ソファーや寝具等に防炎製品の使用を推奨する等、必要な防火安全対策の徹底を図るものとする。

（７）避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

陳列棚等に商品を天井近くまで高密度に高く積み上げていること等による、避難・消火困難な物品販売店舗においては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては「避難・消火困難な物品販売店舗において講ずべき防火安全対策について」（平成１７年８月９日付け消防予第１９０号及び消防安第１７８号）等を踏まえ、放火防止対策の推進、初期消火のための設備及び避難施設等の維持管理の徹底、違反是正の取り組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図るものとする。

（８）文化財建造物等の防火安全対策の徹底

国民共通の財産である文化財を保護し、次代に残すことは極めて重要な課題である。

しかし、文化財建造物の多くは伝統的な木造建築技術が用いられ、屋根、外壁等に可燃性の建材が多く使用されていることから、放火等外部からの要因による出火が多い状況にある。

このため、これらの文化財建造物においては、規模、構造、立地条件、人員構成等を考慮した防火管理体制の指導充実や早期発見・通報、初期消火及び延焼防止のための設備の設置等、必要な防火安全対策の徹底を図るものとする。

4　地域の実情に応じた重点目標の取扱い

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を設定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

特に、小規模雑居ビル、量販店等の消防法令違反対象物に関する危険性の周知については、防火講習会や各種イベント等の機会を捉え、防火安全に係る啓発を積極的に図るものとする。

また、最近、配線又は配線器具からの出火が増えていることから、電気配線等の交換や維持管理、正しい使用方法の徹底など電気火災の予防対策の推進を図るものとする。

（1）地域における防火安全体制の充実

ア　消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等の整備充実

イ　在日外国人に対する火災予防広報の実施

（2）震災時における出火防止対策等の推進

ア　阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進

イ　火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進

ウ　自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

（3）大規模産業施設の安全確保

ア　当該施設の実態把握

イ　当該施設で取扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握

ウ　当該施設に係る防火安全対策の徹底

（4）電気火災予防対策の推進

ア　電気配線の適切な維持管理

イ　老朽化した電気器具や電気配線の交換

ウ　電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

（5）消火器の適切な維持管理

ア　消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認

イ　老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

5　その他

（1）「住宅防火　いのちを守る　７つのポイント」（別紙参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用するものとする。

（2）「エアゾール式簡易消火具の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について」（平成１７年７月１日付け消防予第１３５号）、「エアゾール式簡易消火具の取扱い等に係る注意喚起の徹底について」（平成１７年７月７日付け事務連絡）及び「エアゾール式簡易消火具の不具合（破裂事故）の原因調査結果及び取扱い等に係る注意喚起について」（平成１８年３月１日付け消防予第８８号）により、エアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしたところですが、今後も破裂事故の発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を行うものとする。

（3）「温風暖房機の事故に係る注意喚起について」（平成１７年１２月２１日付け消防予第４０１号）の別紙２に示す製品について、平成１８年８月現在未だ約５万台（全体の約３３％）の製品が不明であるとのことから、引き続き地域住民への当該機器の危険性の周知徹底等を図るため、本運動中に実施する訪問診断等の機会を有効に活用するものとする。

（4）平成１７年中の放火及び放火の疑い（以下「放火火災」という。）による出火件数は１万２，２６４件となっており、前年に比べ１，７４２件（１２．４％）減少している。また、全火災件数５万７，４６０件に対する放火火災の比率は２１．３％と前年（２３．２％）と比べ減少している。

しかし、地域ごとに見れば、１５府県で増加しているなど変動傾向に差違が見られるところである。

従って、地域ごとの放火火災の件数及び増減傾向なども踏まえ、本運動中の重点目標である「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」に基づいて、より一層の対策を図り、放火火災の減少を目指すものとする。

別紙

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

－３つの習慣・４つの対策－

３つの習慣

○　**寝たばこ**は、絶対やめる。

○　**ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○　**ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

○　逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。

○　寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。

○　火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。

○　お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。